

新火葬場候補地公募要件

公募要件の解説

(1) 公募の目的
高山市新火葬場建設基本構想（平成29年7月）に基づく火葬場を建設するため、その建設用地を確保しようとするもの

(2) 申出人
① 自薦の場合 市内に推薦地を所有する個人又は法人（推薦地を共有している場合、そのうち1人を申出人とする。）
② 他薦の場合 市民又は市内に事業所を有する法人・団体
※いずれの場合も、火葬場建設の候補地とすることの土地所有者全員の同意書を添付すること。
※すでに高山市に火葬場候補地として申出のあったものについても、新たに申出すること。

(3) 募集期間
45日間

(4) 面積及び法令等
施設、駐車場及び緩衝帯の整備のために、次の区域指定等がされていない土地が9,000㎡程度は確保できること。
① 都市計画用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域
② 砂防指定地
③ 急傾斜地崩壊危険区域
④ 地すべり防止区域
⑤ 周知の埋蔵文化財包蔵地
⑥ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
⑦ 施設建設時に支障となる抵当権など所有権以外の権利が設定された土地

(5) 所在地の範囲
市役所本庁舎からの直線距離が1.5km程度まで、又は移動時間が30分程度までの土地であること。

(6) 留意事項
① 申出のあった土地の情報については所有権等を除き公表する。
② 公有地については、公募要件(申出人に関する事項を除く。)に合致する土地を、併せて選考対象とする。
③ 公募の結果、検討委員会において基本構想に適した候補地がないと判断される場合は、あらかじめ選考対象となる候補地について検討するものとする。

公募の目的は？
・「高山市新火葬場建設基本構想」に基づき、火葬場建設の候補地を募ります。同基本構想をよくお読みいただき、ご応募ください。

応募できる方は？
・推薦地の土地所有者であれば、市外の方も含めてどなたでも応募できます。
・所有者でない場合は、高山市民又は市内に事業所を有する法人・団体（町内会等）に限ります。
※いずれの場合も土地所有者全員の同意（押印）が必要です。

募集の期間は？
・平成29年10月16日（月）から平成29年11月29日（水）まで受付させていただきます。
※共有の場合など多くの土地所有者の同意をいただく場合も想定し、一定の期間を確保しています。

敷地面積の考え方は？
・基本構想では、必要に応じて設ける機能として「多目的機能」にかかる敷地面積が3,000㎡程度あり、それを含めて敷地面積を11,800㎡と試算しています。多目的機能が必要でない場合もありますので、9,000㎡程度は確保できる土地を推薦してください。

法令等の規制により、対象外となる土地は？
・都市計画による規制がある地域、防災上の規制がある区域などは、候補地の対象外としています。
※推薦しようとする土地に、そのような指定があるのかどうかは、土地の地番や位置図等をお持ちの上、市役所本庁の市民課火葬場担当までご相談ください。

どのあたりまで？
・市内の葬儀事業者の立地を考慮し、また誰にもわかりやすい基準とするため、市役所からの直線距離で1.5km程度、または移動時間で30分程度までとしました。
※対象を絞り込み過ぎないように、基本構想に適した候補地をより広い範囲から募ることとしています。

ご了承いただきたいこと
・応募される方と土地所有者の住所・氏名・連絡先は公表いたしません。応募のあった土地は、土地の場所や現況などを市民の皆様にご公表させていただき、新火葬場建設検討委員会にて候補地の検討を行いますので、ご了承ください。
・公募による候補地と公募要件に合う公有地において「高山市新火葬場建設基本構想」に適した候補地がないと判断される場合には、あらかじめ選考対象となる候補地について検討することとしていますので、ご了承ください。